

答 申 第 2 号
平成20年 9月 1日

松阪市長 下 村 猛 様

松阪市情報公開審査会
会長 松 本 英 雄

情報公開決定処分に係る審査結果について（答申）

平成20年7月4日付け 08 松病第 000504 号で諮問のありました下記の事案について、
本書のとおり答申いたします。

記

答申第2号 「松阪市民病院の〇〇医師の顔写真と名前と生年月日の載っているもの
(例 ex 履歴書)」を非公開とした決定に対する異議申し立てに関する事案

事務担当：松阪市情報公開審査会事務局 (総務課文書・情報公関係) TEL 0598-53-4055 FAX 0598-22-1522

答申第2号

答 申

1 審査会の結論

実施機関が、「松阪市民病院の〇〇（カタカナ表記）医師の顔写真と名前と生年月日の載っているもの（例 ex 履歴書）」を非公開とした決定は、妥当である。

2 異議申立の経緯

異議申立人が平成20年6月5日付けで松阪市情報公開条例（平成17年松阪市条例第6号。以下「条例」という。）に基づき行った「〇〇（カタカナ表記）医師の顔写真と名前と生年月日の載っているもの（例 ex 履歴書）」の公文書公開請求に対し、松阪市長（以下「実施機関」という。）は「〇〇（漢字表記）医師の履歴書」（以下「本件対象公文書」という。）を特定し、平成20年6月11日付けで非公開とする決定を行った。異議申立人はこの決定を不服とし、平成20年6月24日決定の取り消しを求め、異議申立書を提出した。

3 本件対象公文書について

異議申立人は、「〇〇（カタカナ表記）医師の顔写真と名前と生年月日の載っているもの（例 ex 履歴書）」との公文書公開請求を行っており、顔写真と名前と生年月日が単一の書類に連記されているものを「履歴書」と例を挙げて公開を求めた。

この請求に対し、実施機関は情報公開請求時の異議申立人からの聞き取りから、「〇〇（カタカナ表記）医師」は、異議申立人の母親の治療を担当した「〇〇（漢字表記）医師」であると判断し、保有する公文書の中から、異議申立人の求めに沿う公文書として、本件対象公文書を特定した。

4 実施機関の非公開理由説明要旨

実施機関の非公開決定に係る理由説明書及び口頭陳述において主張する趣旨は、概ね次のとおりである。

（1）本件対象公文書の特定について

異議申立人から提出された公文書公開請求では、〇〇医師の顔写真、氏名、生年月日が単一の書類に貼付記載されているものとの内容であり、請求時の窓口における異議申立人からの聞き取りから、医師の自筆の署名を過去に実施機関より交付を受けたカルテの写しの筆跡と比較したい、或いは医師の顔を異議申立人自身の当時の記憶とその印象とで確認したいため、「顔写真が付いている書類で生年月日及び氏名が自筆で記載されているものを見たい」旨の要望があったため、公開できる公文書を検索した。その結果請求の条件を満たすものとしては、本件対象公文書の他に実施機関が保有す

る公文書が存在しなかった。

当初より、本件対象公文書の他に異議申立人の要望に応えら得るものはないかと病院内の公文書以外の資料についても調査をしたところ、顔写真と氏名及び簡単なコメントの掲載されている「鈴の音だより」という広報誌が存在したため、異議申立人に、要望に沿い、かつ公開できるものは広報誌の他無いと説明した上で、「鈴の音だより」を提示した。しかしながら異議申立人は、広報誌は「髭の無い写真で本人かどうか分からない」また「自筆の署名が見たい」など、必要とする情報が十分に得られないとし、あくまで医師本人の写真が付けられ生年月日及び氏名が自筆により作成されている文書の公開を求めた。

本件対象公文書については、異議申立人の要望する条件を満たしており、他に要望を満たせる公文書或いは既公開資料等が存在しないことから、公開請求の対象文書として特定した。

（２）非公開決定について

本件対象公文書は、実施機関が医師を採用する際に、医師により事前に提出されたもので、また記載内容がその性質上、全般にわたり個人に関する情報で占められており、条例第８条第１号の非公開情報にあたると判断し、非公開決定を行った。

５ 異議申立の要旨

異議申立書、非公開理由説明書に対する意見書及び口頭陳述における異議申立人の主張は概ね次のとおりである。

（１）情報公開請求の趣旨

母親が自宅前の交通事故で救急搬送され、松阪市民病院で治療を受けたが、当時自宅も同時に被害にあったため、その後始末のため一時病院を離れていた間に母親の治療は終わっていた。その際母親に付き添った母親の姉らへの説明はあったようだが、自分への説明はされることも無く、処置後帰宅するように医師より一旦は申し渡されたが、母親は立ち上がれる状態ではなく、そのまま入院することになった。

入院３日目まで母親の意識は、はっきりしない状態であったが、手術当日のカルテには意識清明と記されている。担当した医師が、母親の意識状態を正確に判断できる医師であったかどうかの感触を得たい。

広報誌の提示は受けたが、当時の担当医師は髭を蓄えており、物腰も非常に落ちていたという印象があり、広報誌にあるような若い医師ではなかったように思われる。

勝手に担当になった医師が当時手術をした〇〇医師か疑問が残る。他の医師が執刀し〇〇医師の名を騙ったとも考えられる。又研修医として他の病院から転勤して１年後とは見えないことから、医師としての経験等を判断したい。

以上のことから生年月日、自筆氏名、顔写真の公開を求める。

(2) 異議申立の理由

履歴書と請求に記載してはいるが、医師の履歴等の公開を求めているのではなく、〇〇医師の顔写真と自筆署名と生年月日の公開を求めているものである。

手術時のサインと他のカルテのサインの同一性が疑わしいことから、筆跡鑑定をしたいため請求したもので、そのことによって個人の権利を害するものではない。

患者は、自分の住所、氏名、年齢を明らかにしている。患者が担当する医師を選ぶことは出来ないのであれば、担当した医師の顔写真や自筆の名前、生年月日を明らかにすべきである。

6 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例の目的は、市民の知る権利の保障と市政の諸活動を市民に説明する責務を明らかにするとともに、市政への市民参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、より一層開かれた市政を実現するというものである。本審査会は、こうした情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈し、以下のように判断する。

(2) 本件対象公文書の特定について

審査会は、実施機関に本件対象公文書の提出を求めその調査を行った。

本件対象公文書の様式は、一般的な市販の履歴書で、作成日、写真の貼付欄、氏名、生年月日、年齢、現住所、電話番号、連絡先住所、同電話番号、学歴職歴、免許資格、得意な科目・分野、自覚している性格、スポーツ・クラブ活動・文化活動などから得たもの、特技、志望の動機、本人希望欄、通勤時間、扶養家族、配偶者、配偶者の扶養義務、保護者氏名、同住所、同電話の記載欄がある。

氏名を含め各欄は全ての項目が自筆で記載されており、請求の意図に沿った文書であることが確認された。

実施機関は、履歴書の秘匿性を考慮し、できるだけ請求者の要求に沿う他の文書を再度検索し、医師の顔写真氏名が掲載されている市民病院広報誌を請求者に閲覧させている。

審査会は広報誌についても調査を行った。

広報誌は、平成16年6月発行の「鈴の音だより」で、新任医師のカラーの顔写真と氏名が印刷されており、〇〇医師も同年5月に着任したことから、新任の挨拶とともに顔写真と氏名が掲載されている。氏名に関しては活字印刷ではあるが、同医師の顔写真であることが確認できる。

実施機関は口頭陳述において、医師の顔写真について、以前病院内で患者用に掲示していたものもあったが、医師の離任を機に既に処分されており、同医師の顔写真が掲載されている広報誌はあるものの、異議申立人の請求に基づき抽出できるものについて他に存在しないとのことである。

また、異議申立人の意見書及び口頭陳述においても広報誌の情報では不足するとし

て、あくまで当初の請求内容にて公開することを望んでおり、それを満足させる他の文書が無いことから、実施機関が公開請求公文書を本件対象公文書と特定したことについては妥当であったと認められる。

(3) 個人の利益を害することが無いことによる情報公開の妥当性について

異議申立人の口頭陳述又は意見書における、「2種類のカルテの署名がそれぞれ異なっているように思われ、自筆の署名と筆跡を比較することが目的で、そのことにより個人の利益を害することは無い。」との主張について、個人に関する情報は、条例第8条第1号によれば法令において閲覧に供されるもの、公表を目的として作成されたもの及び公益上必要であると認められるものを除き、公開しないことができるものとされており、個人に関する情報の種類や性質により判断されるものと考えられる。

つまり条例が認める非公開を是とする個人情報、公開しようとする情報がどのような情報であるかにより判断されるものであり、公開された情報の使用目的の如何により、情報公開の可否が判断されるものではない。

(4) 患者に対し担当医師に関する情報は公開すべきとの主張について

異議申立人の「患者は、自分の住所、氏名、年齢を明らかにしている。患者が担当する医師を選ぶことは出来ないのであれば、担当した医師の顔写真や自筆の名前、生年月日を明らかにすべきである。」との主張について、患者にあっては、自身の治療を受け持つ医師の氏名、年齢、専門分野或いは医療実績や学歴に至るまで情報を得たいとの思いは理解でき、医療機関においては一定の情報提供は必要なものと思われる。

実施機関は広報誌を通じ、氏名、顔写真及び新任医師の挨拶文の中に略歴等が任意的ではあるが盛り込まれ、これらを公表している。さらに医療法（昭和23年7月30日号外法律第205号）第14条の2の規定では、診療に従事する医師の氏名は、病院内に見やすいように掲示しなければならないとされていることから、病院内の掲示などによって市民或いは患者に一定の情報が提供されている。これらの場合において氏名などの情報については、異議申立人の言う「自筆の名前」であることが、患者にとり一般的に必要な情報であるとは考えられない。

(5) 条例第8条第1号の該当性について

実施機関の非公開決定の根拠として、条例第8条第1号を挙げている。

条例第8条には、「各号のいずれかに該当する情報が記録されているときは、当該公文書を公開しないことができる。」とあり、同条第1号では、「個人に関する情報であって、公開することにより、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。」とある。

市民の知る権利を保障し、開かれた市政を実現するとの理念に基づく情報公開においても、個人のプライバシーの保護については、最大限に尊重されるものと読み解くことができ、本件対象公文書に関しては、記載されているいずれの項目においても個人に関する情報であり、条例第8条第1号の適用を受けるものである。

しかし、医師の顔写真及び氏名については、先にも述べたとおり既に病院の広報誌において公表され、更に医療法に基づき、病院内においても外来の待合室又は病棟内

ですべての医師の氏名が掲示されていた。このことから、医師の氏名それ自体は条例第8条第1項ただし書きのア「法令又は他の条例の規定により、何人でも閲覧することができる」との適用を受けるものと解され、非公開情報にはあたらない。ただし、本件の場合、異議申立人の申出によれば自筆の氏名の公開請求であり、氏名そのものの公開を求めているのではないため、要件を満たす本件対象公文書を以って、公開の可否を検討する必要があると判断した。

本件対象公文書は、氏名、生年月日を含み全ての項目が、自筆で記載されており、筆跡自体が、特定の個人が識別されうるものであり、さらに内容においても、松阪市民病院に勤務するまでの期間の履歴、資格或いは学歴等いずれの情報も、特定の個人が識別されると言わざるを得ず、条例第8条第1号の適用を受けるものと解される。

また、本件対象公文書は医師を採用する際に実施機関が提出させたもので、記載されている作成日から、松阪市民病院に勤務する以前に書かれたものと推認される。

一般的に履歴書については、就職等を希望するものが雇用主に自身の技能、特技、資格等を記載し提出するもので、雇用主においては被用者の人事等の資料とするために取得及び保管するものであり、本件対象公文書にあっても同様に一般的な公文書とは異なり、職員の身分ではない個人の段階で、任意に記述し私事的に作成されており、実施機関が公開し又は公表されることを前提として、取得し或いは保管されているのではなく、職務遂行に係る情報であるとは認められないため、条例第8条第1号ただし書き「イ 公表を目的として作成し、又は取得した情報」には該当しない。

従って、本件対象公文書それ自体が条例第8条第1号の適用を受ける個人に関する情報であると認められ、非公開とすべきである。

(6) 条例第8条第3号の該当性について

条例第8条第3号では、行政運営に関する情報のうち「ウ 市又は国等が行う監査、検査、交渉、渉外、争訟、試験、人事その他の事務事業に係る情報で、公開することにより、当該又は将来の事務事業の公正又は適正な執行に著しい支障が生じると認められるもの」は非公開とすることを承認している。

本件対象公文書は、人事に関する情報であり、そもそも公表されることを想定して採用予定者に提出させていないことから、これを公開するものとした場合、実施機関の行う人事業務の執行上、正確な情報が得られない等の支障が生じる恐れがあり、故にその秘匿性は担保されなければならないと考えられ、公開しないことが相当と認められる。

(7) 結論

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は次のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成20年 7月 4日	諮問書受理
平成20年 7月 8日	実施機関に対して非公開理由説明書の提出依頼及び口頭意見陳述希望の確認
平成20年 7月 8日	非公開理由説明書受理
平成20年 7月 8日	異議申立人に対して非公開理由説明書（写し）の送付、意見書の提出依頼及び口頭意見陳述希望の確認
平成20年 8月 4日	書面審理 実施機関の非公開理由説明の聴取 審議（第2回審査会）
平成20年 9月 1日	答申